

# 独立行政法人情報処理推進機構 令和5年度計画

独立行政法人  
情報処理推進機構

(令和5年12月26日変更)

# 目次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置.....	3
1. Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進.....	3
2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進.....	6
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保.....	8
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置.....	14
1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等.....	14
2. 業務経費等の効率化.....	15
3. 調達の効率化・合理化.....	16
4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化.....	16
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置.....	18
1. 運営費交付金の適切な執行管理.....	18
2. 自己収入の拡大.....	18
3. 試験勘定の採算性の確保.....	18
4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター).....	18
5. 金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理.....	19
IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	19
1. 予算(別紙参照).....	19
2. 収支計画(別紙参照).....	19
3. 資金計画(別紙参照).....	19
V. 短期借入金の限度額.....	19
VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画.....	20
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	20
VIII. 剰余金の使途.....	20
IX. その他業務運営に関する重要事項.....	20
1. Society5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出.....	20
2. 内部統制の充実・強化.....	20
3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保.....	21
4. 戦略的な調査・広報の推進.....	21
5. 人材の確保・育成に係る方針.....	22
X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	22

1. 施設及び設備に関する計画 .....	22
2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) .....	22
3. 中期目標期間を超える債務負担 .....	22
4. 積立金の処分に関する事項 .....	22
別 紙 .....	23
別紙1 予算 .....	23
別紙2 収支計画 .....	28
別紙3 資金計画 .....	33

# 独立行政法人情報処理推進機構令和5年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の令和5年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

## I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

#### (1)ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進

- ① 人流・物流に関する、自律移動ロボット領域、スマートビル領域、空間情報領域及び商流・金流に関する企業間取引分野(契約決済領域・サプライチェーン領域)の5領域について、第四期中期目標期間における成果を受けた社会・産業システムのビジョンの深掘り及びアーキテクチャ設計を行い、社会実装に向けた成果物としてのアーキテクチャ記述、技術仕様等を整備する。また、アーキテクチャの設計・実装を促進するため、ネットワークやコミュニティの形成を推進する他、基盤整備に関する必要な検討を行う。
  - a. 自律移動ロボット  
2022年7月に公表した報告書をもとに実施されている新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)における開発・実証事業と連携して、これまで検討してきた内容をブラッシュアップする。加えて、新たにモビリティサービスの観点から特に人流・物流サービスに関するアーキテクチャについて、モビリティ運行の観点から特に自動運転車に関するアーキテクチャについて検討を具体化する。
  - b. スマートビル  
スマートビルに関するガイドラインを作成して公表する。その後、認証や表彰等の普及を促進する制度や技術仕様等の運営を担う主体の在り方について検討を具体化する。
  - c. 空間情報  
3次元空間情報基盤に関するガイドラインを公表する。また、3次元空間情報基盤を利用するためのアプリケーションインターフェースとしてのライブラリを公開するとともに運用を開始する。
  - d. 契約・決済  
金融業界におけるEDIデータ標準や会計システムベンダにおける請求標準実装ガイドライン策定の促進に寄与すべく、政府相互運用性フレームワーク(GiF)における入金消込データモデル仕様を検討する。
  - e. サプライチェーン  
企業間取引領域における報告書を取りまとめるとともに、欧州電池規則の動向を注視しつつ、将来的な拡張も念頭に蓄電池をユースケースにしたサプライチェーンデータ連携基盤のアーキテクチャ設計等を作成して公表する。
- ② Society5. 0の実現に向けて、ビジョン検討やアーキテクチャ設計を行う領域等の拡大について、引き続き調査研究や関係ステークホルダーとの調整を進める。
- ③ 社会・産業システムに対するアーキテクチャ設計の取組を加速・高度化していくため、高度人材の確保・育成、方法論・ツール等の検討等を行い、DADC内における能力の蓄積を図るとともに、ノウハウを社会に発信していく。

- ④ アーキテクチャ設計されたシステムを実装した社会にあるべきガバナンスの考え方について、SoS実現社会への新技術導入のリスクマネジメント・ガバナンス、デジタルエコシステムの取引、データへのガバナンスのそれぞれの観点で研究を行う。
- ⑤ Society5.0の基盤インフラに関するビジョンを具体化するとともに、特に、重要情報を扱うシステムの利用にあたり、安全性・信頼性と経済性・利便性を高度に実現するシステムの利用を支援するガイドを作成し、普及展開を実施する。
- ⑥ 業界の非競争領域での共通プラットフォームの活用促進に向けて、水道情報システムの普及展開に係る、マクロな課題調査・分析・評価、データ利活用などの技術的観点からの企画・助言を行う他、必要な検討を行う。
- ⑦ デジタル社会の基盤となるシステム・ソフトウェア・データに係るインフラやエンジニアリング高度化に係る検討を行う。
- ⑧ 我が国の基幹産業を支える組込み/IoT関連産業動向を調査する。
- ⑨ ウェブサイト上で公開しているコア語彙、データ相互運用性向上のためのガイド等の情報連携に有益なコンテンツの維持・管理を行う。

## **(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供**

### **(2-1) 突出した人材の発掘・育成と社会価値創出の促進**

- ① ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア、技術を有する優れた個人を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーのもとに発掘・育成を行う「未踏IT人材発掘・育成事業」を実施する。
- ② 革新的なアイデア等を有する人材が、自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、ビジネスや社会課題の解決につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言を行う「未踏アドバンス事業」を実施する。
- ③ 次世代ITを活用する先進分野において、基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む優れた人材が自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、将来の経済発展への貢献につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言を行う「未踏ターゲット事業」を実施する。当該事業に係る新たな実施分野についての検討・体制強化を行い実施する。
- ④ 未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向け、今後のプロモーション活動の施策や戦略的な広報体制の構築を検討、実施する。また、規模拡大に向けた体制強化等を検討、実施する。
- ⑤ 未踏事業の目的が損なわれない自己収入策を検討する。

### **(2-2) 突出した人材の人的ネットワーク活性化促進**

外部団体と連携し、または独自に取り組み、未踏関係事業成果等のウェブ公開、イベント等を通じて産業界への発信を強化するとともに、社会価値創出に向けた交流の場を提供する。また、各地域で活躍する未踏事業修了生等に活躍の機会増加及び連携が出来るよう施策を検討、実施する。

## **(3) 企業におけるデジタル経営改革の推進**

- ① DX認定制度について、審査業務の他、申請受付や問い合わせ対応等制度運営に係る事務においても、

システムの運用等を含め、着実に実施するとともに、認定件数の拡大に対応できる審査の枠組みについて、改善の取組を行う。

- ② DX銘柄の選定に係る事務を実施する他、発表会の運営等を行う。
- ③ DX認定制度の審査業務のプロセス改善・標準化及び、審査業務を効率化するシステムの整備等を行う。また、申請データの分析及び分析結果の公開等により企業の更なるDXの進展を図る。
- ④ DX推進指標の運用を行い、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。合わせて、他の施策との連携の他、先行企業の事例公開等による普及活動を実施する。

#### **(4)地域コミュニティ支援による全国大のDX推進**

- ① 日本全国に渡り、サイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」のネットワークも活かしながら、地域横断での共通課題に対する協働等を促進するための方策を検討し、その上で必要な支援を実施していく。
- ② 各地域における「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」等のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するDXやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報の一体的提供や、機構事業に対する参加呼びかけを行うとともに、各地域の共通課題等に係る情報収集を行う。

#### **【令和5年度の評価指標】**

- ① Society5. 0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始【基幹目標】  
5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、合計20点の水準を達成する。
- ② 未踏事業修了生の成果【基幹目標】  
未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数などで総合的に捉え、合わせて22件以上とする。
- ③ 企業におけるデジタル経営改革の推進  
DX推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)について、令和5年度中に220組織以上増加させる。

## **2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進**

### **(1) デジタルスキル標準の整備・情報発信**

- ① デジタル社会への変革に向け、求められる人材や喫緊の課題等の「見える化」を図るために、デジタル人材・組織の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等に関わる調査を行い、その結果を踏まえた施策案の検討、変革のためのガイドライン等の作成検討を行うとともに、その普及・促進活動としての情報発信を行う。
- ② 「デジタルスキル標準(DSS)」について、関係省庁や関係機関等と連携し、普及・促進活動を行うとともに、継続的な見直しプロセスを構築していく。また、引き続き“学び直し”の指針であるITSS+について、各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、適宜改訂を含む対応及び周知・普及活動を行う。
- ③ 経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」(通称:「Reスキル講座」)の拡充のための施策の企画及び運用に対する支援を行う。

### **(2) デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進**

「マナビDX」の運営を着実に実施するとともに、利用者の価値向上を目指したUI/UXの改善等を実施する。また、DSSや情報処理技術者試験と連携した教育コンテンツなどの充実化を図るほか、関係省庁や関係機関等と連携した普及・促進活動を行う。さらに、「マナビDX」においてスキル標準の紐づけ等に係る講座の審査を行う。

### **(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進**

#### **(3-1) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施等**

- ① 令和5年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)並びにCBT方式によるiパス(ITパスポート試験(随時))、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験(随時)について、着実に実施する。その際、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえて、試験問題を作成する。また、デジタルスキル標準を踏まえた試験内容の検討を行うとともに、合格証書等のデジタル化や高度試験等の見直しについて検討を行う。また、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験については、さらなる利便性の向上を目指し、通年試験化を、令和5年4月から着実に実施する。
- ② 産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知を図るなど応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。

#### **(3-2) 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営及び活用促進**

- ① 情報処理安全確保支援士に係る登録申請の受付・審査、登録簿への登録、登録情報の公開、及び登録資格の更新を行うとともに、情報セキュリティの最新動向や効果的なカリキュラム・研修手法を反映した教材を用いた情報処理安全確保支援士向けの講習、及び同等以上の効果を有すると認められる講習(特定講習)に関する業務を行い、制度の着実な運営に継続して努める。
- ② 登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向け、一般社団法人情報処理安全確保支援

士会等の関連団体との協働によるセミナー開催やポータルサイトでの情報発信等の普及活動を行うとともに、情報処理安全確保支援士に対しては、一斉メールの配信、ポータルサイトによる情報公開等、ニーズに合った情報発信を継続して行う。

### (3-3) 情報処理技術者試験のアジア展開

情報処理技術者試験のアジア各国試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験(ITPEC試験)については、国際的にデジタル人材の拡充策の重要性が増す中、着実に試験を実施する。その定着を図る取組として、問題作成やプロモーション等の支援を行う。また、ITPEC試験運用システムを更新し、各国での移行の準備を進める。新規国の要望等に対しては、相手国との関係に留意しながら、適宜必要な対応をとる。

### **【令和5年度の評価指標】**

#### ① デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透

デジタルスキル標準(DSS)及びITスキル標準等の情報アクセス数について、令和元年度から令和3年度の平均アクセス数の1.2倍(261,438件)を達成する。また、DSSの活用等に関するヒアリングを実施し、その活用状況を踏まえ利用促進策を検討する。

#### ② リスキリング支援機能等の強化【基幹目標】

「マナビDX」のアクセス数について、30万件以上を達成する。あわせて、マナビDXを通じて、リスキリングを中心としたデジタル人材育成の拡大を目指す。

#### ③ 情報処理技術者試験制度の活用

令和5年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえた試験問題を作成するとともに、産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知を図るなど応募者数増加に資する取組等によって、応募者数544,090人以上を達成する。



### 3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

#### (1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献

##### (1-1) 我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応

- ① 深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それをとりまく情勢を総合的に評価し、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の的確な支援を行う。
  - a. 国家支援型の標的型サイバー攻撃被害組織等に対するサイバーレスキュー活動を実施するとともに、脅威情報の提供等を通じて、積極的な被害予防活動を実施する。
  - b. サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)の運用を着実に継続し、より有効な活動に発展させるよう、分析能力の強化、共有情報の充実等を図る。また、J-CSIP参加関係主体と政府関係機関の間の橋渡し役として、我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威に関する情報共有を強化する。
  - c. 機構が有する情報収集の枠組みを有効に活用し、国内外の情報収集源を拡大するとともに、得られたサイバー脅威情報を集約、トリアージ、分析評価の体制を強化し、サイバー状況把握力の強化を図るとともに、政府関係機関等との情報共有に努める。
  - d. サイバー状況把握に資するサイバー空間上の直接的、間接的、副次的脅威情報を収集分析し、対処支援に資するとともに、機構が有する情報共有枠組や発信媒体を通じて、脅威評価を広く共有・発信する。
- ② 国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。
  - a. 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、届出状況を公表する。また、公開被害情報等を起点とした被害組織からの情報収集力を強化し、届出の質及び量の向上に努める。
  - b. 「情報セキュリティ安心相談窓口」を引き続き運営するとともに、さらに広く国民一般に対するサービス及びサポートする体制を強化する。
  - c. 中小企業に対する相談対応等、サービス及びサポートする体制を強化する。
  - d. 外部組織との連携の活性化や情報収集チャネル拡大等により、相談対応品質及び問題解決能力の向上、相談対応機会の拡大を図る。対策情報など有用な情報は各所と共有し、国全体として相談対応品質及び問題解決能力の向上を図る。
  - e. 相談対応や各所との情報共有で得られた脅威情報や被害状況の収集及び分析に努め、政府関係機関と共有する。また、手口の検証を実施し、対策ノウハウの蓄積に努めるとともに、国民等への情報提供を行う。

##### (1-2) 経済安保上の重要分野(重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン)のサイバーレジリエンス向上支援

- ① 高圧ガス保安法等の改正による保安に係るインシデントの原因究明調査について、対象3業界のヒアリングや実証事業を行うとともに施行に向けて体制構築を実施する。

- ② 制御システムの安全性・信頼性検証事業
  - a. 関係府省等の要請に応じて、原因究明調査を実施する。
  - b. 経済産業省が進めている「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の策定・普及活動に協力し、必要に応じて改訂等に向けた検討を行う。
- ③ 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。
  - a. 制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を調査するとともに、「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」の実践研修開催等による普及活動を実施する。
  - b. 重要インフラ、戦略産業に係る制御システムのリスク分析等を通じて抽出したノウハウを文書化し、当該各業界で共有可能な個別業界向けリスク分析ガイドを作成する。
  - c. 経済産業省や重要インフラ、戦略産業を所管する省庁と協議の上、重要インフラ、戦略産業に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク分析支援を行う。
- ④ 重要サプライチェーン(サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン)を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化する。
  - a. 重要サプライチェーンについて、業界団体や関係省庁等と連携して、中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン、SECURITY ACTION制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援に重点的に取り組む。

### (1-3) 政府機関等のセキュリティ対策の支援

- ① 政府機関の要請に基づく独立行政法人等の情報システムの監視を実施する。
- ② サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。また、デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。
  - a. サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティ監査を実施する。
  - b. デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。
- ③ 制度所管官庁からの指示等に基づき、クラウドサービスの安全性評価に係るISMAP制度の運営・審査業務、情報発信を遅滞なく着実に実施するとともに、クラウドサービスを取り巻く最新の技術・海外動向、要望把握を継続的に行い、制度運営や審査効率化等の改善を制度所管官庁とともに行う。
  - a. クラウドサービスの安全性評価に係るISMAP制度(ISMAP-LIUを含む)の運営・審査業務を実施し、登録が認められたクラウドサービスのリストを公表する。また、クラウドサービスの安全性評価の枠組みや管理基準等について、最新の技術的動向や海外動向の調査を行う。さらに、制度所管省庁とともに、制度運営や審査効率化等の改善についての検討を行う。
- ④ 政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保に資するため、必要な情報提供等の取組を行う。
  - a. 政府調達における「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」の効果的な活用方法を促すために必要な情報提供等を行う。

### (1-4) 国際関係の維持・強化(政府関係機関としての連携強化)

- ① 海外の人材育成を行う機関における施策等について調査を行い、産業サイバーセキュリティセンターが連携強化すべき海外主要機関を見定めていくとともに、当センターの活動について海外への情報発信に取り

組む。

- ②経済産業省及び米欧との協力の下、ASEAN諸国を含めたインド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習プログラム等について企画、運営を行う。
- ③ 国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行うセキュリティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。
  - a. 国内外のセキュリティ関連機関との連携、国際会議や標準化団体への参加等を通じて、セキュリティに関する最新情報の収集や国際標準化を含めた国際整合性の確保等に取り組むとともに、得られた情報について機構が行う事業への反映や情報発信等に活用する。

## **(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供**

### **(2-1)中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策**

- ① 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度及び機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士等の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の普及を行う。
  - a. 「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」について、中小企業支援機関等向けの講師派遣、ガイドラインの実践に関する指導ができる者の拡大等に取り組む。
  - b. 「SECURITY ACTION 制度」の更なる周知を図り、参加企業数の拡大に取り組む。また、中小企業におけるセキュリティ対策の更なる普及や機構内各施策との連携について検討する。
  - c. 中小企業が自発的に対策を行う気運をより一層高めるため、中小企業のセキュリティ対策に有益な診断／教育ツール等の提供、及びこれらの普及を自主的に行う「セキュリティプレゼンター」と中小企業をマッチングする場の提供を行う。
  - d. サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3)の運営支援に加え、クラウドサービスの活用推進の検討等を通じた中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ強化に向けた取組を通じて、中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ強化に向けた取組を推進する。
  - e. サイバーセキュリティお助け隊サービス制度の運営及び普及を通じて、中小企業のセキュリティ対策の支援を行う。
  - f. 経営者向けセキュリティ机上演習、担当者向けリスク分析演習、支援組織向けセミナー／研修支援等を通じて、中小企業のセキュリティ対策及びレジリエンス向上の支援を行う。
- ② 広く企業及び国民一般にサイバーセキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。
  - a. サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバック及び調査結果等をもとに、広く企業及び国民一般に、効果的・効率的にサイバーセキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成するとともに、各種イベントへの参加、講師の派遣等を行い、更なる普及啓発に取り組む。
- ③ 機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に

近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャネルの拡大及び連携の強化を図る。

- a. 関係機関、全国の民間団体等の協力の下、標語、ポスター等の作品制作、学校全体としての取組事例に関するコンクールの実施等により児童・生徒への情報セキュリティの普及啓発、情報モラル向上の啓発に取り組み、さらに作品を活用した情報発信を実施する。

## (2-2)自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

- ① 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
  - a. 経済産業省の告示に基づき脆弱性関連情報の届出を受け、ウェブサイト運営者への提供や、JPCERT/CCとの連携のうえ製品開発者(ソフトウェア製品及び組み込み機器)へ提供し、四半期毎に届出の受付状況を取り纏め公開する。また特定の組織に対して影響の大きい脆弱性関連情報を優先的に提供する。
  - b. 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性関連情報を迅速にかつ確実に提供する手法や届出制度の改善策を検討する。
  - c. 「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)及び「My JVN」(脆弱性対策情報共有フレームワーク)の運用を引き続き行う。
  - d. 脆弱性情報の自動取得機能やインフラ環境の強化に向け「JVN iPedia」及び「My JVN」の整備を進める。
  - e. 脆弱性対策を促進するための各種ツールや各種サービス及びガイドライン等を提供する。また脆弱性対策を普及・啓発するためにセミナー等を開催するとともに、地域で開催されるセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
- ② 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組み込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。
  - a. サイバーセキュリティに関わる最新状況等を適宜収集し、必要に応じてタイムリーに注意喚起等による対策情報等を公表する。
  - b. 組み込み機器等に対する脆弱性対策のためのガイドラインを提供する。
  - c. 組み込み機器等に対する脆弱性対策に関する普及啓発を行う。
- ③ サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書等により必要な情報提供を行うことで、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。
  - a. 「情報セキュリティ白書2023」を作成する。
  - b. 企業等における重要情報の保護、情報漏えいに係る内部不正防止の推進に関する調査を行う。
  - c. サイバー空間の新技術を活用した環境の変化、複雑になるサプライチェーンを狙った攻撃や対策の動向について、広く情報収集を行い、分析し、将来的な脅威に対し取り組むべき方向性や必要な対策・ルール等について外部有識者や産業界を含めた議論を行う。
- ④ 企業や組織のサイバーセキュリティ対策への取組を促進させる為、政策当局及び業界団体等と連携して、サイバーセキュリティ経営ガイドラインにおいてセキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法及びプラクティス集を作成し、その普及を行う。
  - a. 経営ガイドラインv3.0改訂を踏まえ、サイバーセキュリティ経営可視化ツールとプラクティス集の改訂を

実施し、経営ガイドラインの普及啓発を支援する。

- b. 国内セキュリティ産業育成のためにセキュリティ製品に関する表彰制度実施を検討する。

### **(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進**

#### **(3-1)社会インフラ・産業基盤における中核人材育成**

- ① 社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、制御技術(OT)及びITシステムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するため、中核人材育成プログラム及び短期プログラムを提供する。
- ② ITシステムからOTシステムまでを想定した模擬システム等を中心に、安全性・信頼性の検証や早期復旧に係る演習プログラムのための実践的な演習環境を提供する。併せて、円滑な演習のための最先端の設備を維持するとともに、模擬システム等の拡充を行う。
- ③ サイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野として、責任者向けプログラム「業界別サイバーレジリエンス強化演習(CyberREX)」の対象業界に医療を新たに設けて実施する。併せて、鉄道や石油・化学、ガス、自動車・自動車部品、防衛産業など、人材育成プログラムへのプロモーション活動とともに対策について情報発信を行う。
- ④ 中核人材育成プログラム修了者コミュニティ「叶会」に受講者の参画を促し、活動が円滑に推進するよう支援する。Interop2023への出展を通じて中核人材育成プログラムの受講者及び修了者の成果を広く社会に公表するとともに日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出する。
- ⑤ 情報収集分析環境を活用し、調査分析結果や成果を社会に還元しつつ分析環境の改善及び充実に図る。また、人材育成プログラムの受講者等へサイバーセキュリティに関する最新情報等を提供する。

#### **(3-2)若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成**

- ① 学生を対象とした情報セキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプ全国大会とセキュリティ・ネクストキャンプを開催するとともに、1～2日間の専門講座等の形式でセキュリティ・キャンプ地方大会を開催する。
- ② セキュリティ・キャンプ全国大会、セキュリティ・ネクストキャンプ及びセキュリティ・キャンプ地方大会において、セキュリティ・キャンプ修了生の中から適切な人材を講師やチューターに登用し、継続的な自己研鑽の場として、また指導者としての経験を深める場としての活用を図る。また、セキュリティ・キャンプ修了生に対する情報セキュリティに関する講演会の開催・修了生の組織化への取組等(セキュリティ・キャンプフォーラムの実施を含む)を、サイバーセキュリティ関係者やセキュリティ事業者などと有機的な繋がりを通じ、セキュリティ人材ネットワークの活性化を図る。

#### **(3-3)IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進**

- ① IT機器等のセキュリティの信頼性確保に向け、「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度(JISEC)」及び「暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)」を引き続き着実に実施するとともに、関係者へのヒアリング結果等も踏まえ、MFP等特定分野に認証取得が偏在した現状を見直し、認証分野の多様化等による不偏的な枠組みへの制度改善策等の検討に着手し、年度末までに見直しの方向性について運営審議委員会の開催等を通じた関係者間での合意形成を図る。また、コロナ禍のため延期になっていたCCRAIによるJISEC認証制度の監査(VPA)の受検(令和6年上期予定)に向け必要な準備を行う。

- ② CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイドダンス等による情報提供を行う。

## 【令和5年度の評価指標】

### ① 国の安全保障の確保への貢献【基幹目標】

情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を2／3以上とする。あわせて、機構による標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を把握する。

### ② 海外機関との連携の強化

海外主要機関との関係構築を図り、継続的な意見交換を実施する機関数を6機関以上とする。

### ③ 連携組織との協働による施策の普及拡大

令和5年度において、10以上の自治体・中小企業等の関係団体と連携する。あわせて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行う。

### ④ 社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進

第5期中核人材育成プログラム以降の修了者の活動数について、170件以上とする。(修了者の所属企業での取組み件数に加え、社外でのセミナー、カンファレンスでの講演、業界紙等への寄稿、人材育成プログラム等の支援など、社会のサイバーセキュリティ向上に貢献する取組をカウントする。)

## II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等

#### (1) 機動的・効率的な組織・業務の運営

- ① 第五期中期目標期間の初年度に当たり、機構のミッションを有効かつ効果的に果たすため、理事長等のリーダーシップの下、機構の各事業について、業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。

業務運営の見直しに当たっては、前年度の機構内部における自己評価結果に加え、主務大臣による評価結果やその過程で得られた外部有識者からの意見・助言等、第三者からの客観的な評価・意見等を踏まえ、必要に応じて既存事業の改廃や新規事業の開始も検討する。また、当該見直しを踏まえ、リソース配分を弾力的に行うことにより、必要な組織体制の柔軟かつ機動的な構築に努める。

- ② 事業の実施に際しては、令和5年度計画策定にあたり設定したアウトカムを常に意識した業務遂行を推進する。上期終了時点において、令和5年度計画において掲げた事業の進捗状況、課題や対応方針の把握を行うとともに、前年度の自己評価や主務大臣の評価等により抽出された課題等への対応状況についてフォローアップを行いPDCAサイクルに基づく業務運営の見直しの実効性を確保する。予算の計画的かつ効率的執行に向けて、適正な予算執行管理を行う。

- ③ 機構全体に関係する重要課題や業務運営の進め方について、各部・センターの統括部門である企画グループの代表者で構成される戦略企画委員会をはじめとする会議において、全体の視点から議論・検討を行い、組織横断的な課題に適切に対応する。

また、機構が行う事業について、関係する部署間での情報共有や共通する課題の検討を行い、部門間の連携、縦割りの排除、事業の相乗効果発揮等を促進する。

これらの取組により、機構全体としての業務運営の最適効率化を図る。

- ④ 機構と関連のある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催する。各界の外部意見の把握や、トップマネジメント相互の経験の共有に努めるとともに、得られた情報を機構内に共有することを通じて、より実効性のある業務運営方針の立案につなげる。あわせて、各界の更なる情勢把握に向けて、情報交換を行う団体と連携の充実を図る。

- ⑤ 機構の業務を機動的・効率的に運営するため、令和5年度計画に基づき実施する事業に関する計画(事業計画)、令和5年度に実施する情報システムの整備に関する計画(情報システム全体計画)及び人材確保に関する計画(人事計画)を策定し、これらの計画に基づいた事業等が適切に実施されているかなど進捗状況を定期的に確認し、改善につなげていく。

また、調達プロセスについては、財務課題に関する検討会等の場を活用して、国や他の独立行政法人のベストプラクティス、機構内の業務実態や改善ニーズも調査した上で、効率的な業務執行のために必要な措置について、例えば、目標値の設定や施策の構築等を念頭に、包括的に議論を行い、マニュアル類の修正や職員研修等を含めて、随時に見直しを図ることで、継続的な改善活動を推進する。

- ⑥ 機構のDXに関する取組を組織横断的にけん引・支援する組織体制を検討するとともに、DXを進めるために必要となる人材を明確化するなどにより、令和5年度においては、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア1.9を目指す。

- a. 第五期中期目標期間MVP(ミッション・ビジョン・バリュー)に基づき、挑戦を促し失敗に学ぶプロセスの設計、KPI設定、プロジェクト評価、人事評価、予算配分及び外部組織連携等についての仕組み並びにこれらの仕組みの実行を担う組織の機能について設計する。
- b. DXを進めるために必要な人材を計画的に確保するため、事業部門及びデジタル戦略推進部におけるデジタル人材のプロファイル定義、育成・確保の方針を策定する。
- c. 機構の変革力創出のための業務革新・業務効率の向上を目指し、理事長等のリーダーシップの下、業務プロセスの可視化、廃止を含む最適化及び継続的な見直しの方針を策定する。

## **(2)人材確保等**

- ① 組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、期待する役割等に応じた適切な属性(プロパー・嘱託・出向等)を考慮した上で、質の高い人材の量的確保に向け、民間求人サイトの活用など、より効果的な採用手法の導入や、採用時期の適正化(新卒採用の早期化、計画的な経験者採用)、都市部に偏らないプロモーション活動など、採用活動の強化を図り、組織全体としての最適効率を目指す。
- ② 令和4年度に実施した魅力的な働き方・働きがいに関する検討(職場の魅力向上プロジェクト)における検討内容や令和4年度に先行試行導入した「ディスカッション&コラボレーションルーム」及び(会議室用の)ウェブ会議機器等の活用状況を踏まえ、他の独立行政法人・民間企業等先進事例を参考とし、労働環境・執務環境整備に向けた取組を実行する。
- ③ 複線型キャリアパスに基づく職種の構築・導入に向け、他組織の事例も参考にしつつ、給与体系を含む制度設計を行う。  
 また、職員の中長期的な育成を図るため、研修実施計画を策定し、同計画に基づく階層別研修、職員全般に必要なとされる知識や行動を習得するための基本研修、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修等を実施する。職員の幅広い知見の蓄積を目的とした1hセミナーの開催機会拡大、キャリアパスに応じた知識・スキルを手軽に学習できるリスクリブラリ研修の本格導入、デジタルリテラシー研修(iパス受験料補助)の拡大検討など、研修制度の充実を図るとともに、研修の受講履歴をタレントマネジメントシステムで管理し、履歴情報を研修の企画等に活用する。
- ④ 令和4年度に導入したタレントマネジメントシステムを効果的に活用し、職員の保有スキルや業務経験等の人材情報基盤の整備、可視化を図るとともに、職員の能力発揮、組織のパフォーマンス向上を図るための戦略的な人材配置・育成等に取り組む。また、事業計画上の重点事項の業績評価への反映をはじめ、業務内容やチャレンジな取組、職責等に応じた業績や能力発揮状況が適切に評価できるよう業績/能力評価制度の見直しを行い、その結果に基づく処遇とする。
- ⑤ 機構が行う専門性・特殊性の高い業務を遂行する人材を確保するため、成功報酬型人材採用サービスの活用を含め、市場競争の中でも優秀な人材を確保できる採用方法・雇用形態・処遇・評価制度等の検討を行い、適宜人事制度の見直しを図る。  
 また、機構全体の給与水準について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業務に属する民間事業者等との比較等により、業務内容等に応じた適正なものとなっているかの検証を行い、必要に応じて見直しを図るとともに、検証結果や取組状況を公表する。
- ⑥ 業務内容の拡大に対応し、新たな出向元組織の開拓や採用チャネルの拡大に努め、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。

## **2. 業務経費等の効率化**



運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比3%以上、業務経費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比1%以上の効率化を行う。

### **3. 調達効率化・合理化**

(1) 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」を踏まえ、引き続き、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

調達等合理化計画に基づき、契約の適正化を推進することとし、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続の適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募をいう。)により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。また、事前確認の際、予定額の考え方等について聞き取り・助言を行う。

結果として、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。

(2) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件並びに過去の一者応札案件の改善状況について、契約監視委員会を2回以上開催して、委員の点検を受ける。また、入札・契約の適正な実施について、監事等の監査を受ける。

### **4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化**

(1) デジタル技術の円滑な導入を可能とするため、制度等を含む事業運営基盤の見直し、ITガバナンスの整備を実施する。

① PMO(Portfolio Management Office)により、ITポートフォリオ管理業務要件の整理、管理するデータの整理等に取り組み、ITポートフォリオ管理の高度化を図る。

② PMOにより、機構全体の情報システム全体計画についてモニタリングを実施するとともに、情報システムの企画及び審議に係るプロセスを通じて、PJMO(ProJect Management Office)への実務的支援、情報システムの投資対効果の精査を実施する。

(2) 機構の事業継続性向上及び業務の安定稼働のための環境整備を目的とした情報システム構築やサービス等の検討・導入を進める。また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、機構システムのクラウドへのシフトを進める。

① プライベートクラウドの導入に向けた準備を行い、初期運用を開始するとともに、現在オンプレミスのシステム機器等をプライベートクラウドへ移転する。

② パブリッククラウドの利用を促進するために必要な環境整備や手続きなどを行い、実証実験の結果を踏まえて一部の導入を行う。

③ SaaSの積極的な活用、ゼロトラストアーキテクチャーの導入について、具体的な事例となる取組を実施する。

(3) 機構業務のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)について、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、デジタル技術を活用した施策を実施する。

- ① 利用者の利便性向上・ニーズ把握を目的とした機構横断的な統合IDシステム(IPA-ID)の実現に向け、具体的な適用事業を1つ定めて、IPA-IDを活用したマーケティングオートメーション(MA)を企画・設計する。
  - ② ウェブデータに基づく調査活動の自動分析・評価システム(WISDOM-DX)のサービス提供を実施する。
  - ③ 国民へのサービス向上を目的としたDXプロジェクトの創出を活性化するため、DX意識調査やコンテスト等の施策を企画・推進する。
- (4) 機構業務のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)について、内部の業務改革推進の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、職員のニーズを踏まえた上で、デジタル技術を活用した施策を実施する。
- ① RPAやノーコード開発ツール等の導入を通じて、機構の業務改革及び業務効率化を推進する。
  - ② 業務効率と導入コスト適正化、個別導入の手間の削減、利用ノウハウの共有を目的に、機構標準とするSaaSサービスを検討する。
  - ③ 役職員の情報へのアクセス効率向上を目的とし、情報の保存ルールの整備並びにIPAポータルサイトの構造の整理、コンテンツの整理及びクラウド移行を実施する。加えて、エンゲージメントプラットフォームとの連携を実施する。
  - ④ 機構内の業務プロセスの統廃合・フロー化・マニュアル化・業務サポート機能や魅力ある職場に向けた各種制度・環境の見直し等、バックオフィス業務を中心とした業務改革を推進する。特に、セキュリティ規程に基づく申請業務並びにメールアドレス・メーリングリスト作成及びメール送信に関するルールについて、事業部門のニーズも取り入れることが可能な検討体制を整備した上で抜本的な見直しを実施する。さらに、特定の業務(未踏事業における業務管理業務、試験事業における採点業務等)についてのデジタル化についての検討に着手する。
- (5) 効果的かつ効率的な予算執行を図るべく、管理会計の観点から、より精度の高い予実管理を行うため、令和5年度末までに財務会計システムの刷新を行うとともに、データに基づく迅速な経営判断の実現に資するITツールの導入企画及び要件定義を実施する。
- (6) DX推進指標に基づき、組織・制度等を含む事業運営基盤の見直し、ITガバナンスの構築を実施する。
- (7) 令和4年度に実施した「職場の魅力向上プロジェクト」におけるオフィススペースに係る検討内容を踏まえ、業務の効率化に向けた勤務環境の構築を目指すとともに、在宅勤務の活用等による柔軟な働き方を可能とすることで「リアルワークとリモートワークの最適効率(ベストミックス)」を図る。その施策としてサテライトオフィスの実証を年度内に実施する。

また、ICTも活用した業務効率化の観点から、法人文書については、実態に即した適切な管理に加え、適宜、職員の要望等を踏まえて法人文書管理システムの改修を行うとともに、クラウド型電子契約サービスについては、法令との関係で電子契約ができない契約類型を除いて、原則機構内の契約案件への適用を検討し各部門への利用展開を推進することで効果的な業務運営を目指す。その他、機構内ペーパーレス化を目指し、令和5年度中に文書電子化の方針を策定し、一部実施する。

さらに、電子化した文書を活用して新しい働き方の確立や業務効率の改善を図るべく、令和6年度中の全職員展開も見据えてタブレットを使った業務の在り方の実証を年度内に行う。

加えて、執務用端末を用いた新たな働き方について、出張時や通信環境のない場所においても必要なソ

ソフトウェアが利用できるように措置を講じるとともに、運用ルールの策定や規程の改正を実施する。

その上、役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システム及び基幹業務システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行する。

### Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、その必要性等に応じた財源の最適配分(人員、予算等)を行うとともに、事業計画等に基づいて、適切かつ効率的に執行する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」等に基づき、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、予算執行管理を適切に行う。  
なお、足下の予算の執行状況については、事業計画や契約の進捗や実績などを通じて常に把握し、定期的に役員会に報告するとともに、予算と実績の乖離が見込まれる場合には、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図るなど予算管理に反映させる。
- (3) 機構の財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

#### 2. 自己収入の拡大

公的取組には無償で参加しつつ、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営するマナビDXにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大に向けた検討を行う。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策(未踏OB等からの寄付金の募集等)を検討する。

#### 3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知を図るなどITパスポート試験等の応募者の増加に資する取組を実施するとともに、高度試験等の見直し等による支出削減や業務見直しに努め、事務の活性化・効率化及び収支の改善を図るものとする。

#### 4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域事業出資業務については、令和4年度決算額と比較して、令和5年度末までに関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で5千万円以上確保する。  
そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的にいき、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
- (2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、抜本的な改善策について協議を進め、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。

- ①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合
- ②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

## **5. 金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理**

保証債務の残余管理については、保証先の決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

# **IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画**

## **1. 予算(別紙参照)**

- 総表(別紙1-1)
- 事業化勘定(別紙1-2)
- 試験勘定(別紙1-3)
- 一般勘定(別紙1-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

## **2. 収支計画(別紙参照)**

- 総表(別紙2-1)
- 事業化勘定(別紙2-2)
- 試験勘定(別紙2-3)
- 一般勘定(別紙2-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

## **3. 資金計画(別紙参照)**

- 総表(別紙3-1)
- 事業化勘定(別紙3-2)
- 試験勘定(別紙3-3)
- 一般勘定(別紙3-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

# **V. 短期借入金の限度額**

運営費交付金及び業務運営に係る資金などの遅延による暫定立て替え、その他予見の難しい事象の発生等により資金不足が生じた場合、短期借入金限度額(30億円)の範囲内で借入を行う。

## VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

## VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、機構のパフォーマンス向上のため、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

## IX. その他業務運営に関する重要事項

### 1. Society5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出

デジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携し活躍することで経済発展する姿である「デジタルエコシステム」を実現するためには、機構が中核組織となり、産学官の連携の下、テクノロジーや制度面を含む社会基盤としての「デジタル基盤」を整備し、また、アーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進、デジタル人材の育成推進及びサイバーセキュリティの確保に対応する専門的な人材などの集まりである「IPAコミュニティー」を形成していくことが必要であり、これに向けて、機構の各事業を一体的に進めていく。

具体的には、各事業を一体的に実施する組織体制を整備するとともに、役員と各部門長が、機構に求められる機能やサービスの高度化に向けた業務の方向性や業務運営体制等について議論・共有を行い、共通認識をもって一体的に事業を進めていく。これを踏まえ、各事業を更に高度化して取り組むとともに、戦略的な調査・広報の推進などにより機構を取り巻く人・組織をつないでいくことで、「デジタルエコシステム」の創出に貢献する。

### 2. 内部統制の充実・強化

- (1) 令和4年度実施のリスク調査、コンプライアンスに係る取組を踏まえ、適宜コンプライアンスに係る研修を実施するなど、令和5年度以降の継続的活動を計画し、引き続き内部統制活動の定着を図る。特にリスクマネジメントについて、顕在化したリスク発生事象の共有を継続して行うことで職員の意識を高めてリスク軽減に向けた取組を行うとともに、効果的なモニタリングが実施されるための取組を行い、PDCAサイクルの定着を目指す。
- (2) 令和4年度に制定・改定した在宅勤務を想定した直下型地震及び新型インフルエンザの事業継続計画(BCP)について、機構内の周知や訓練、継続的な見直しによって、リスク管理に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。
- (3) 内部統制活動の一環として、引き続き内部(外部)通報やハラスメント等に係る環境整備を図り、機構内の

周知や定期的な教育によって、内部統制に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。

- (4) 機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査の補助及び内部監査部による内部監査を実施する。具体的には、監事監査については、令和5年度「監事監査計画」に基づく監査等を補助する。また、内部監査については、令和5年度「内部監査計画」に基づく業務監査等を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

その他、昨年度の監査結果に対するフォローアップを併せて行い、課題の解決に対する組織的な取組を促進させる。

### **3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保**

- (1) 機構が保有する個人情報や法人文書の開示請求等に対して、法律に基づき適切な対応を行う。また、機構が保有する個人情報や法人文書に関して、定期的な点検や登録、廃棄などを適切に行う。
- (2) 高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、感染による機密情報の流出などを予防・防止するための環境設定・運用監視を行う。また、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等の人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上に努めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定（令和5年度版）に基づき、情報セキュリティ基本規程や関連ドキュメントの改正を行う。

### **4. 戦略的な調査・広報の推進**

#### **(1) ITに関する調査分析**

##### **(1-1) ITに関する調査の戦略調査分析、定点調査の実施**

- ① 施策立案支援、事業企画支援の観点から、戦略調査機能として組織横断的なテーマを中心に、ITに関する業界動向、各国デジタル政策動向の調査分析を実施する。
- ② 施策立案支援・評価のためのモニタリング的観点から、定点調査機能として、施策推進、事業推進の観点から重要である調査項目の定点調査分析を実施する。
- ③ 上記①及び②の機能、事業実施のための基盤となる調査分析基盤を整備する。

##### **(1-2) 戦略的な情報発信の実施**

上記(1-1)の調査分析結果等をもとに調査報告書を作成するとともに、戦略的な情報発信方法を検討し、効果的な情報発信（アピール性の高い報告書、セミナー等）を行う。

#### **(2) 戦略的な広報の推進**

- ① ユーザーのニーズを把握するために、広報活動の成果指標となるデータを収集、効果測定を行う支援ツールの活用を拡大させる。また、それらから得た情報及び各部門の事業計画を踏まえて事業ごとに最適な広報手法を企画・立案・実行する。  
さらに、エンゲージメントプラットフォームの活用及び職員の情報発信スキル強化のための取組等により、機構内の情報共有や組織を横断した連携の促進を図る。
- ② 公式ウェブサイトの安定的・効率的な運用のために、リニューアル後検証・ユーザー調査を実施し、更なる改善を図るとともに、ウェブアクセシビリティ方針に基づいてウェブアクセシビリティ向上のための施策を進める。

- ③ 公式ウェブサイト、広報誌「IPA NEWS」等のオウンドメディアにおけるコンテンツを充実させ、動画共有サイト、SNS等のチャンネルを引き続き有効活用し、効果的な情報発信を行うことで令和5年度においてウェブ媒体における記事掲載件数を2,500件以上とする。

## **5. 人材の確保・育成に係る方針**

デジタルエコシステムの創出を実現する上で必要となる専門性を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針について、「Ⅱ. 1. (2)人材確保等」の内容を盛り込みつつ策定し、取組を行う。

## **X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

### **1. 施設及び設備に関する計画**

なし

### **2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)**

人材の確保・育成については、「Ⅱ. 1. (2)人材確保等」及び「Ⅸ. 5. 人材の確保・育成に係る方針」を踏まえ実施する。

### **3. 中期目標期間を超える債務負担**

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

### **4. 積立金の処分に関する事項**

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第51条に規定する業務の財源に充てる。

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	13,517
国庫補助金	550
受託収入	554
業務収入	7,470
その他収入	12
計	22,102
支 出	
業務経費	18,963
受託経費	554
一般管理費	3,039
計	22,555

[人件費の見積り]

令和5年度には5,005百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。



別紙1-2

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	0
計	0
支 出	-
計	-

## 予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	5,490
その他収入	4
計	5,494
支 出	
業務経費	5,081
一般管理費	179
計	5,260

## [人件費の見積り]

令和5年度には489百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

## 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
収 入			
運営費交付金	5,592	455	4,609
国庫補助金	—	—	550
受託収入	—	—	554
業務収入	2	—	1,977
その他収入	—	—	—
計	5,594	455	7,689
支 出			
業務経費	5,731	525	7,621
受託経費	—	—	554
一般管理費	—	—	—
計	5,731	525	8,175
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
収 入			
運営費交付金	—	2,861	13,517
国庫補助金	—	—	550
受託収入	—	—	554
業務収入	1	—	1,980
その他収入	3	—	3
計	3	2,861	16,603
支 出			
業務経費	3	—	13,881
受託経費	—	—	554
一般管理費	—	2,861	2,861
計	3	2,861	17,295

## [人件費の見積り]

令和5年度には4,515百万円(デジタル基盤1,714百万円、デジタル人材育成193百万円、サイバーセキュリティ1,649百万円、法人共通958百万円)を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

## 別紙1-5

## 予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	5
計	5
支 出	—
計	—

## 別紙2 収支計画

別紙2-1

### 収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	23,766
業務費用	18,270
受託経費	554
一般管理費	3,039
減価償却費	1,902
収益の部	
経常収益	23,553
運営費交付金収益	13,517
補助金収益	550
受託収入	554
業務収入	7,470
その他収入	7
資産見返負債戻入	1,451
財務収益	5
純利益(△純損失)	△ 212
前中期目標期間繰越積立金取崩額	372
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	160

#### [注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	0
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	0

## 収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	5,340
業務費用	5,081
一般管理費	179
減価償却費	80
収益の部	
経常収益	5,495
業務収入	5,490
その他収入	4
資産見返負債戻入	1
財務収益	—
純利益(△純損失)	155
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	155

## 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
費用の部			
経常費用	5,641	458	9,433
業務費用	5,594	455	7,136
受託経費	—	—	554
一般管理費	—	—	—
減価償却費	47	2	1,744
収益の部			
経常収益	5,641	458	9,060
運営費交付金収益	5,592	455	4,609
補助金収益	—	—	550
受託収入	—	—	554
業務収入	2	—	1,977
その他収入	—	—	—
資産見返負債戻入	47	2	1,371
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	—	—	△ 372
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	372
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	—	—	—
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
費用の部			
経常費用	3	2,890	18,425
業務費用	3	—	13,189
受託経費	—	—	554
一般管理費	—	2,861	2,861
減価償却費	—	29	1,822
収益の部			
経常収益	3	2,890	18,053
運営費交付金収益	—	2,861	13,517
補助金収益	—	—	550
受託収入	—	—	554
業務収入	1	—	1,980
その他収入	3	—	3
資産見返負債戻入	—	29	1,450
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	—	—	△ 372
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	372
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	—	—	—



## 収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	5
その他収入	—
財務収益	5
純利益(△純損失)	5
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	5

### 別紙3 資金計画

別紙3-1

#### 資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	32,650
業務活動による支出	26,813
投資活動による支出	692
翌年度への繰越	5,145
資金収入	32,650
業務活動による収入	22,102
運営費交付金による収入	13,517
国庫補助金による収入	550
受託収入	554
業務収入	7,470
その他収入	12
投資活動による収入	—
当年度期首資金残高	10,548

#### [注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

## 資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

## 資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	6,217
業務活動による支出	5,260
翌年度への繰越	957
資金収入	6,217
業務活動による収入	5,494
業務収入	5,490
その他収入	4
当年度期首資金残高	723

## 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
資金支出	7,236	1,157	13,725
業務活動による支出	6,586	786	10,112
投資活動による支出	137	70	485
翌年度への繰越	513	301	3,128
資金収入	7,236	1,157	13,725
業務活動による収入	5,594	455	7,689
運営費交付金による収入	5,592	455	4,609
国庫補助金による収入	—	—	550
受託収入	—	—	554
業務収入	2	—	1,977
その他収入	—	—	—
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	1,642	701	6,036
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
資金支出	328	3,626	26,072
業務活動による支出	109	3,626	21,218
投資活動による支出	—	—	692
翌年度への繰越	219	—	4,162
資金収入	328	3,626	26,072
業務活動による収入	3	2,861	16,603
運営費交付金による収入	—	2,861	13,517
国庫補助金による収入	—	—	550
受託収入	—	—	554
業務収入	1	—	1,980
その他収入	3	—	3
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	325	765	9,469

## 資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	360
業務活動による支出	335
翌年度への繰越	25
資金収入	360
業務活動による収入	5
その他収入	5
当年度期首資金残高	355